

国一揆と国人一揆について 国一揆と国人一揆の違いについて、具体的に解説して下さい。

[回答者]長谷川 裕子

国一揆とは、戦国期に国や郡を単位に、地域の「国人」（武士身分）から「土民」（百姓）までもが参加して形成された領域権力である。一定領域内に居住するすべての人びとが含まれるという意味も込めて、惣国一揆とも称されている。一方、国人一揆とは、南北朝・室町期に近隣武士たちの中で結ばれた一揆であり、所領を有する武士層による一揆であることから、領主一揆とも呼ばれている。名称が似ているため、混乱しがちであるが、両者は一揆が形成された時期と構成メンバーに違いがある。しかし、成立の背景や目的については、両者に共通するところも多い。

そもそも一揆とは、共通の目的のもと、ある一定領域において、対等の立場で形成された結集である。一揆は、結集の目的を神に対して誓約する起請文に書き、参加者全員が署名した「一揆契状」を作成し、それを焼いた灰を水に溶かして飲むと

いう「一味神水」といった作法を通じて、神のもとに平等に強く結びついた、いわば運命共同体である。中世という時代は、さまざまな場面で一揆が形成されるという、まさに「一揆の時代」であった。

例えば「荘家の一揆」は、荘園領主に代官の交代や年貢の減免を目的とした荘園に居住する百姓等の結集であり、領主への訴えや「逃散」という行為は、その一揆の発動形態である。また、共通目的のもとでの横の結集という意味では、戦国大名の家臣団である「家中」や中世後期に形成された惣村も、同様に一揆と呼ぶことができる。前者は、戦国大名当主を推戴し、自身の所領維持を目的に形成された集団であり、後者は村びとの生命維持と生活の安定化を目的とした共同体である。このように、さまざまな階層で一揆という結束が結ばれていたのが中世社会の特徴といえる。

では、国一揆と国人一揆の成立の背景はなにか。国人一揆は、建武の新政が崩壊し、六〇年にわたる全国的内乱が展開していた状況下で出現する。一方の国一揆は、応仁・文明の乱をきっかけとした戦国の動乱のなかで形成される。両者は、「戦争」という非日常的な社会状況のなかで生み出された連合体であるという点において共通している。したがって、時代的・地域的狀況により、個々の一揆ごとに多少の違いはあれど、一揆を結

ぶ地域の外に敵を想定するという非常事態のなかで、領域平和を維持するために結成されたという点においても、両者は共通する性格を有していたといえる。

次に、一揆形成の具体的な目的はなにか。外敵との緊張関係が一揆形成の契機となつていことから、九州の国人一揆の一揆契機には、味方する陣営を鮮明にした上で、戦場での戦功の証人となることや、戦死したり病死した場合に幼少の子息を取り立てて所領の維持を助けること等が求められている。また、戦乱のさなかということもあり、所領の押領をもくろんで乱入してくる敵対勢力に対しては、一揆の人びとが協力して防戦することを誓約する一方で、一揆内部で所領をめぐる紛争が生じた場合は、一揆構成員が相談した上で、多数決によつて調停し、解決することを取り決めている。さらには、国人一揆として味方する陣営は決めているものの、その大将の動向や裁定に不満がある場合には、一揆のなかで談合して行動を決すると定めるなど、上級権力との関係よりも一揆の結合を優先させ、統一的な行動を取ることが誓約されている。これらの条文からは、一揆の地域において発生する紛争を平和的に解決し、国人による所領支配を維持するために、「多分の儀たがんのぎ」による一揆の意思を最優先させた結果が国人一揆の本質であつたと捉えられよう。

しかし国人一揆は、戦争状況のなかでも、特に局地的な緊張

状態に端を発して形成された結合であるため、形成される平和領域の範囲が限定的であり、かつ危機的な状況が緩和されると、一揆の結合そのものが自然に解消されることも多く、恒常的な結合とはならないという特徴もある。そのなかで、市町において発生する喧嘩や夜討・強盗・山賊・海賊を取り締まる等の領域の治安を維持すること、負債を抱えて逃散する百姓等を領内に留め置くこと、境相論や国人が召し抱える下人をめぐる紛争等は「理非」を調査して解決すること、牛馬が作を荒らした場合は「定法」をもつて処置すること等、戦時に限らず平時の日常的に発生するさまざまな案件についても契約することで、一時的な結束にとどまらない恒常的な結束を維持しようとする国人一揆もみられる。こうした一揆が定める一揆契機には、戦国大名の分国法や戦国期の国一揆掟法にも共通する内容をもつものもあり、一揆の永続性を考える上で注目される。

一方、国一揆形成の具体的な目的が確認できるのは、戦国初期に形成された山城国一揆である。山城国一揆は、河内国を平定し南山城に進出を図る畠山義就と、京都守護に任じられていた畠山政長との畠山氏の家督争いが、文明一七年（一四八五）に南山城を戦場として六〇日にわたつて展開したことに對し、両軍の撤退を求めて結集したものであつた。この点から、国一揆形成の最大の要因も地域的平和の実現であつたといえる。し

かし一方で、最大の要因が畠山両軍の退陣にあったことから、明応二年（一四九三）、畠山氏の勢力が減退し、相対的な安定がもたらされた段階において、最終的に新たな山城国守護伊勢氏の受け入れを決定し、国一揆は終焉を迎えることとなった。このように、戦国初期に形成された国一揆は、比較的短期間に解消されることが多い。

それに対して、戦国後期に姿を現す国一揆は、戦国大名権力が展開していない辺境の地に形成され、戦国大名と併存する領域権力として、ある一定期間を通じて維持されたことが確認できる。例えば、最終的には織田信長の列島統一過程のなかで郡規模での結集へと結実する甲賀郡中惣は、応仁の乱による中央権力の不在のなかで、地域的な紛争を自力で解決するための一揆結合を複数、地域内部に創り上げてきた。これらの紛争解決組織としての一揆は、村同士の紛争から地域の武士身分同士の喧嘩までを対象として、暴力的にはなく「異見」という仲裁によって解決する仕組みを創り出してきた。そして、各地に形成された地域的一揆は、最終的に地域の危機的状況下において、領域内部に居住する人びと全員を動員した地域防衛体制を確立するが、その危機が緩和した後でも、郡規模で形成された国一揆の枠組みは解体されず、その後は郡規模での紛争解決組織として機能していくことが確認できる。

国一揆が、軍事防衛体制に全住民を動員できた理由は、日常的に村が抱える用益紛争などを一揆として解決し、平和領域を確保してきたという実績があるためだが、実はこのような動員体制は戦国大名の動員と酷似している。戦国大名も、国家存亡の危機において、「御国」のためという論理で百姓を動員するが、その時には、平時においては戦国大名が実現した平和を享受してきたのだから、大名の国家の危機には軍事動員に応じて働く義務があると、戦国大名は述べるのである。ここに、国民国家の源流として戦国大名国家を捉えることができるが、国一揆も同様の動員体制をもつ点において、戦国大名と同質の権力体であるということができる。戦国大名は、家臣たちの一揆である「家中」が、戦国大名当主を推戴するという縦の従属関係をもつ領域権力であるとすれば、国一揆は戦国大名当主を推戴しない横の連合としての「家中」の一揆がそのまま領域平和を担う領域権力として存在しているあり方といえよう。

以上のように、国人一揆と国一揆とは形成時期と構成員に決定的な違いがあり、その違いが室町までの個別領主と、戦国期における領域権力との質的違いの現れであったと捉えられよう。

（はせがわ・やすこ／福井大学准教授）